

(様式第3)

建設省住防発第 号

昭和 年度特殊建築物等防災改修促進事業費補助金交付決定通知書

昭和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった昭和 年度特殊建築物等防災改修促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定により、下記のとおり交付を決定したので、同法第8条の規定により、通知する。

昭和 年 月 日

建設大臣

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、昭和 年 月 日付け 第 号による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	千円
補助金の額	千円
- 3 この事業に要する経費の額に対応する補助金の額は前記1の交付申請書記載のとおりとする。
- 4 この補助金の額の確定は、補助対象事業費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額と補助金の交付決定額とを比較していずれか低い額をもって交付すべき補助金の額を決定するものとする。
- 5 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) この事業の実施について、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ建設大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - イ この事業の内容の変更をする場合
 - ロ この事業に要する経費の配分を変更(軽微な変更を除く。)する場合
 - ハ この事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) この補助事業が昭和 年 月 日までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに、建設大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) この事業が完了した場合において、機械器具及び備品等が残存するときは、建設大臣の承認を経て、当該事業の完了後これと同種の他の事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格にこの事業に係る国の補助率を乗じて得た金額を返還しなければならない。
 - (4) この補助金について、当該補助事業者の歳入、歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。